

1 規約の改正点

別表（第6条関係）について、委員の役職名に合せた変更を行う。

(新)

(抜粋)

区分	委員
法第6条 第2項第3号	新潟県長岡地域振興局 企画振興部 地域振興監

(旧)

(抜粋)

区分	委員
法第6条 第2項第3号	新潟県長岡地域振興局 企画振興部 地域振興課長

2 長岡市地域公共交通協議会規約（案）

次ページに示す。